



2023年1月30日
松竹株式会社

弊社公演チケットの「チケット不正転売禁止法違反」による 逮捕事案について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年1月30日、警視庁は、転売サイトを通じて弊社が主催する歌舞伎公演等のチケットを高額にて転売したとして、被疑者1名をチケット不正転売禁止法違反の容疑で逮捕したと発表しました。

弊社では2019年6月に「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」の施行を受け、弊社主催の主な公演チケットを「特定興行入場券」として販売し、弊社公式ホームページや「松竹歌舞伎会」の会報誌誌面等にて不正転売に対する注意喚起を行うなど、転売を目的としたチケットのご購入については固くお断りしてまいりました。

同法では、違反者は「1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科」に処される可能性があり、弊社では転売目的での購入が疑われる購入履歴を随時モニタリングするなど、今後も継続して転売対策に取り組むとともに、転売サイト出品者や転売業者に対しても厳正な姿勢にて警察とも連携、捜査に全面的に協力するなどの取り組みを続けてまいります。

お客様におかれましては、関連法律や弊社チケットに関する利用規約を正しくご理解いただき、ご観劇を賜りますよう改めてお願い申し上げます。